

令和2年4月14日	
所 属	尼崎市住宅管理担当
所属長	長江 和仁
電 話	06-6489-6632

市営住宅目的外使用

(収入減、解雇や離職者用)

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴い、解雇や離職、収入が減ったことにより住宅に困窮している方を対象に、聞き取りを行い、抽選によらず、電話受付にて先着順で尼崎市営住宅を提供します

1. 提供する市営住宅について

(1) 提供する市営住宅

50戸程度

(2) 使用の期間

6ヶ月を限度とするが状況により最長1年

(3) 使用要件

- ① 申込者本人が尼崎市内に在住、在勤
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職、収入が減ったことにより住宅に困窮している方
- ③ 失業が証明できるもの、あるいは収入が減ったことがわかるものを提出できる方
- ④ 世帯全員の住民票あるいは在職証明書などで、その事実が確認できること

(4) 使用料について

- ① 使用される部屋の最低家賃（1分位家賃）を適用（約20,000円～36,000円）
- ② 家賃のほか、光熱水費、共益費、駐車場利用料については自己負担

2. 申し込みの受付

(1) 受付方法

住宅管理担当（06-6489-6632）にて電話による先着受付

(2) 受付時間

4月15日午後2時から受付開始し、15日については午後2時から午後5時30分
4月16日以降は平日の午前9時から午後5時30分

以 上